

平成 16 年 2 月 6 日
沢田秀男**横須賀市が「インテリジェント自治体 2003 年世界トップ7」に選出**

～ 世界最先端の情報 知識集積都市と認定 ～

ワールド・テレポート・アソシエーション (世界テレポート連合) の内部組織である、インテリジェント・コミュニティ・フォーラム ICF) は、2003 年度インテリジェント自治体 世界トップ 7 を発表した。

横須賀市は YRP 計画の推進、e-Japan 戦略に基づく電子自治体の推進及び電子入札によって入札の透明性や競争性を高めたことなどが評価され、グラスゴー市 (英国)、スポーカン市 (米国ワシントン州)、サンダーランド市 (英国)、台北市 (台湾)、ヴィクトリア州 (オーストラリア)、ウェスタン・ヴァレー地区 (カナダ) と共にトップ7 に選出された。

選ばれた 7 つの自治体は、世界中の自治体が学ぶべき優れた実践例として世界テレポート連合のホームページ等で紹介される。

平成 16 年 6 月 17 日～18 日 ニューヨークでインテリジェント・コミュニティ・カンファレンス及び表彰式が開催され、7 つの自治体のうちひとつがインテリジェント・コミュニティ・オブ・ザ・イヤーに選ばれることになっている。

***ワールド・テレポート・アソシエーション 世界テレポート連合)**

衛星 光ファイバーなどを利用した高度通信網の普及を図るため、1985 年に設立された国際的な組織であり、アメリカ、ヨーロッパ、アジアに拠点をもち、通信事業者、メーカー、商社及び自治体など 135 の団体で構成されている。NTT コミュニケーションズ、富士通、NEC、三菱商事、三井物産、大阪市、ソウル市、台北市等)

***インテリジェント・コミュニティ・フォーラム ICF)**

世界テレポート連合の内部組織であり、世界各国の自治体による経済開発のためのブロードバンドと情報技術の利用に焦点を当てた調査を行っている。その調査をもとに会議の企画や機関誌の発行を行うとともにインテリジェント自治体の表彰を1999 年から毎年行っている。

【参考】インテリジェント自治体 過去の表彰実績

1999 年 (自治体を表彰)	○シンガポール	
2000 年 (自治体を表彰)	○ラグレーンジ市 (米国、ジョージア州)	
2001 年 (自治体を表彰)	○ニューヨーク市 (米国、ニューヨーク州)	
2002 年 (トップ7を選出し、 最優秀 2 自治体 を表彰)	○カルガリー市 (カナダ) ○ソウル市 (韓国) バンガロー市 (インド)	・フロリダハイテックコリドー協議会 (米国) ・ラグレーンジ市 (米国、ジョージア州) シンガポール ・サンダーランド市 (英国、イングランド)
2003 年のトップ7 (アルファベット順)	・グラスゴー市 (英国、スコットランド) ・スポーカン市 (米国、ワシントン州) ・サンダーランド市 (英国、イングランド) ・タイペイ市 (台湾)	・ヴィクトリア州 (オーストラリア) ・ウェスタン・ヴァレー地区 (カナダ、ノヴァ・スコシア州) 横須賀市 (日本)

注) トップ7 に選出された自治体を“・”、表彰された自治体を“○”とした。
なお、2003 年については、表彰自治体未確定のため、全て“・”とした。

電子自治体推進に関する意見

平成16年1月27日
全国市長会

政府の「e-Japan 戦略Ⅱ」の着実な実現、「加速化パッケージ(案)」に沿った電子自治体推進の取り組みをより実効性のあるものとするためには、下記のとおり主要な課題があり、国としての最大限の取り組みが不可欠である。

よって、国においては、下記事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

記

1 行政経営改革の視点からの総合的取り組みの必要性について

電子自治体構築の目的は、情報通信技術を活用してサービスの品質の高度化や、提供方法の多様化、サービスの生産性の向上を図ることであるが、そのためには、現行の事務を単に電子化するのではなく、業務や組織のあり方を根本的に見直し、行政組織の機能を再構築し直す等、経営改革の視点から取り組む必要がある。

それには、各分野の専門知識を集めた総合的な取り組みと、全国的な標準化の推進が必要となるが、この場合、個々の地方自治体の取り組みには限界があり、国と積極的に展開できる地方公共団体が共同で検討を行うことにより政策モデルを策定し、提案する必要がある。

2 高度人材の確保、育成の必要性について

上記のような視点での取り組みを進めるためには、行政経営と情報通信技術の両方の分野に通じた人材が推進役として必要である。

短期的には外部専門家の活用を図るとともに、長期的にはこのような人材の育成が不可欠である。そのために、特に高度人材については国も関与した形で人材育成方策を講ずる必要がある。

3 相談体制の充実について

地方自治体の取り組み状況には、団体の規模や財政状況等により大きな格差がある。今後、本格的に電子自治体構築に取り組もうとする団体に対して、技術面の相談に加え、組織や業務の具体的改革の手法等を含む全般

について、踏み込んだ相談に応じる必要がある。

地方自治体相互の支援には限界があり、全国の地方自治体が一定レベルの電子自治体に到達するためには、相談体制の拡充を図ることが不可欠である。

4 共同方式による電子化の推進と全国的な公共ネットワークの整備について

電子行政手続き、内部管理業務のみならず、防災、教育、医療等幅広い分野で、地方自治体によるシステムの共同構築・運用をさらに促進する必要がある。

また、その基盤として、国と都道府県、市町村をつなぐ全国的なブロードバンドネットワークの整備が必要である。

また、共同化の取り組みにも地域格差があり、取り組み状況を把握するとともに、必要な助言や支援措置を講ずる必要がある。

5 資格認証について

電子申請における医師、弁護士、行政書士等の本人性、資格保有等の証明については、地域住民の生活や行政手続の代理申請等の種々の場面で必要となるものであり、早期に制度検討が望まれる。

6 セキュリティについて

地方自治体のセキュリティ対策については、自主的な取り組みに任せるだけでは地域格差が生じる可能性がある。一部団体の脅威が全体に影響する可能性もあるため、全団体が迅速に適確な水準の対策を講ずることができるよう、国、地方自治体及び専門事業者による支援チームを編成して取り組む等の措置が必要である。

7 国民（住民）に対する広報について

本格的な電子自治体構築に先立ち、電子政府・電子自治体の効果や安全性に関して、これまで以上に、国民（住民）に、分かりやすく広報を行う必要がある。

また、情報セキュリティに関する知識や、インターネット等を利用する際のルールやマナー等についての広報を、多様な機会や媒体により行う必要がある。